

ま え が き

2015年12月18日国際移住者の日 (International Migrants Day), 編者が目にした現地英字紙 *Bangkok Post* の一面には, 「タイ政府, 奴隷労働取締りを強化する」の見出しで, タイの水産加工業集積地のサムットサコーンのある工場で, うつむいてエビの皮むきをするミャンマー人労働者の後ろにずらりと制服姿の警察官が並ぶ写真が大きく掲載されていた。おりしも編者は, 当地でチュラロンコーン大学アジア移民研究センター (Asian Research Center for Migration: ARCM) 主催のセミナーに参加していた。取り上げられたテーマは, 労働移動, 難民, そして人身取引——人の移動にかかわる諸テーマが複雑にかつ不可分に関係していることが浮き彫りになった。

2000年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人 (特に女性及び児童) の取引を防止し, 抑止し及び処罰するための議定書」(パレルモ議定書) が採択され, 人身取引は同議定書に定義され「明文化」された。しかし, 刑事罰の対象としての人身取引は定義されても, 人身取引問題は, その定義に明示されない, 明示されつくせないコンテクストを抱えた問題である。

本書は, 途上国研究というベースを共有しつつ, さまざまな学問領域を専門とする仲間が集うアジア経済研究所でこそ, 人身取引問題を研究するに相応しいのではという編者の思いを理解し, 共有してくれた仲間とともに, 2013年から2年間にわたって実施した共同研究「『人身取引』問題の学際的研究」の最終成果である。

正直いってこれだけ研究者同士がぶつかった研究会はないだろう。「なぜこの人はわからないのだろうか?」——学問的ディシプリンの異なる同僚を前に, 互いにどれだけフラストレーションを感じたことだろう。それぞれがそ

の専門領域において当然の理であることを、それを当然としない相手に説明することを時に虚しく思いながら、粘り強く議論を重ねた。そして最後には、そのちがいを理解することこそが、この問題の本質を理解することになるという確かな手応えを得ることができた。

本研究を行うにあたって多くの方々のご協力を頂いた。とりわけ、人身取引問題の日本における研究の第一人者である、齋藤百合子氏（明治学院大学国際学部准教授）からは、日本とタイのあいだの人身取引問題の歴史や実態について多くのご教示を頂き、人身取引対策の大きな柱である、人身取引被害者の保護について社会学的アプローチの重要性をご指南頂いた。現地調査などにおいては、国際機関、関係省庁、研究者、NGOなど数多くの人々にインタビューや情報提供などでご協力頂いた。さらに本研究会には多くの講師の方々にもお越し頂き、お話をうかがうことができた。一人ひとりのお名前を記すことはできないが、ここに改めて感謝を申し上げる。また弊研究所出版企画編集課スタッフには大変お世話になった。ここに深く感謝を申し上げる。

日本政府は、人身取引対策に対する国際社会の関心を背景に、2014年12月、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組むべく、「人身取引対策行動計画2014」を策定した。その計画に基づき、2015年5月、「人身取引対策に関する取組について」と称する年次報告書を初めて公表した。人身取引の隠れ蓑とまで酷評されることもある、日本の外国人技能実習制度については、国際社会の批判払拭へ、厚生労働省と法務省は、新たな監督組織を設け、実習受け入れ企業に届出を義務づけるという（2016年1月13日付け『日本経済新聞』）。海外からの批判をかかわすために、監督、取締りを強化する点は、小稿冒頭に挙げたタイ政府と同様である。

人身取引問題には、現場の一隅から被害者がその状況に至るまでに連なるさまざまなプロセスと事象があること、問題の理解と解決には、複合的なアプローチが必要であることを、本書が伝えることができれば幸甚である。巻

末には、パレルモ議定書の英文テキストおよび和文テキスト（訳）を掲載した。本書各章を読んでいただく際、あわせてご参照いただきたい。

2016年1月

編 者